

「教育安心社会の実現に関する懇談会」の報告について（談話）

2009年7月8日

日本高等学校教職員組合（日高教）

教文部長 佐古田 博

（1）文部科学省が設置した「教育安心社会の実現に関する懇談会」は、7月3日に第4回会議を開催し、標記の報告をまとめました。

日高教は、高校生の修学保障をすすめる立場から、「教育費の在り方を考える」とするこの懇談会の動向に関心を払ってきました。教育条件整備に対する国の責任を放棄した改悪教育基本法と教育振興基本計画の立場は、憲法にうたわれた教育の機会均等の理念と明らかに矛盾するものです。しかし、これまで教育費負担の軽減を求める国民の声に背を向けてきた文部科学省が、教育費問題にとりくむ姿勢を示したことは、大きな変化といえます。

この背景には、「世界一の高学費」といわれるように、何よりも国民の教育費の負担が限界を超え、その深刻な実態を放置できない現実があります。そして、長年にわたる教育費負担軽減を求める国民の運動の前に、文部科学省も検討に踏み出さざるを得なくなっています。

（2）この「懇談会」報告には、従来文部科学省のスタンスとして見られなかった要素が含まれています。

その第1は、格差社会の拡大が教育の機会均等を脅かしているという現実を認めざるを得なくなっている点です。

報告では、「所得の格差の拡大、努力や挑戦意欲の減退、社会における安定性・一体性のほころびなどが懸念されている」とし、「社会のセーフティネットとしての教育の機会を確保する重要性が一層高まっている」という認識を示したうえで、『機会の平等』が確保されていないことで生まれる格差（親の所得、資産等による格差の固定化・再生産）は、『希望喪失社会』につながるなどの懸念を指摘しています。

この間、自公政権がすすめてきた「構造改革」路線そのものが、貧困の拡大と格差社会をつくってきたことに触れない点は不当ですが、教育の「機会の平等」にとって重大な事態であることを認めざるを得なくなっています。教育の機会均等を「人生前半の社会保障」との立場を打ち出すなら、その立場と「構造改革」路線は相容れないものであり、「構造改革」路線を根本からあらためる立場に立つことが求められます。

第2は、教育費の問題に関して、我が国では「教育に対する公財政支出」、すなわち教育予算が少なく、教育費に占める家計負担が大きいことが背景にあることをはっきりさせたことです。

報告では、経済状況の急変による公立高校授業料滞納の状況をはじめ、経済的理由で大学を中途退学する学生の実態、就学援助を受ける児童生徒の増加などを示しながら、教育費負担の深刻さを説明しています。また、親の所得が子どもの教育に及ぼす影響が重大であることを示しながら、「子どもの学習意欲の増進」「教育の質の充実」と教育費負担の軽減が密接に結びついていることを述べています。学校現場で教育費負担に苦しむ子どもたちを前に悪戦苦闘する教職員の感覚からすれば当然のことですが、文部科学省がようやく教育費負担軽減の立場に立ったことは重要です。

第3は、公財政支出全体の抜本的充実について、「OECD諸国の平均である公財政支出の対GDP比5%の水準を踏まえ、本格的に検討する必要がある」とし、今後の検討を明確に求めていることです。

（3）以上の点は重要な一歩ですが、同時に見逃せない重大な問題が含まれています。

第1は、教育に対する「受益者負担主義」の立場を依然として捨てていないことです。

それを端的にあらわすのが、教育の効果を「教育を受けた本人に帰属する『私的効果』と、「広く社会全体に還元される『公的効果』」としている点です。この考えは、国際人権規約や「ユネスコ学習権宣言」でうたわれ、世界ではすでに定着している、「教育は人間の生存に欠かせない基本的人権である」とする理念に反するものです。「受益者負担主義」に拘束されている限り、国民の教育費負担軽減の明確な方向は出てきません。

第2は、具体的施策の方向では前進的な面が見られる一方で、問題点が残されていることです。

具体的な施策例としては、「幼稚園就園奨励費補助制度の拡充による無償化（幼児教育段階）」、「児童生徒についての就学援助の拡充（義務教育段階）」、「授業料減免の拡充、奨学金事業の充実（高等学校段階）」、「低所得者層に対する負担軽減策（大学段階）」などをあげています。いずれも具体的な改善方向と必要な財政規模を明確にし、低所得者層への支援を重点としている点はきわめて重要であり、評価されます。同時に以下のような問題点も指摘されます。

- ① 幼児教育の無償化は重要な前進であり、就学援助制度の拡充も打ち出していますが、本来無償であるべき義務教育の完全無償化を先送りする問題点があります。
- ② 高等学校段階について、「義務教育ではないことから制度上直ちに無償制が要求されるものではなく」、「（私立学校の割合が大きいから）負担の公平性の観点から、公立学校進学者についても、一定程度の授業料の負担が求められる」という、「負担公平論」から無償化の方向を否定しています。
- ③ 義務教育段階、高等学校段階、大学段階のいずれの段階においても、施策の基準を生活保護および準要保護世帯（生活保護基準の1.3倍、年収おおむね350万円以下）としていることです。これでは現行基準と比べて大きな前進が見られません。

第3は、財源について明確にしていますが、「社会全体で負担していく方向」として、消費税等の負担増で財源捻出を想定しています。それこそ財務省などの論理と同じ立場であり、予算のあり方を抜本的に変えることで教育費負担軽減の展望を切り開いていく立場に立つべきです。

（4）以上の点を踏まえ、今回の報告のみで終わらせることのないよう、文部科学省に対して、以下の点を実現するよう求めます。

第1は、この報告で述べられた施策を一步でも前進させるため、2010年度予算の概算要求に具体的に盛り込むことです。文部科学大臣の「最重要課題である」「可能な施策から速やかに実行できるよう最大限努力」とするコメントを、言葉だけに終わらせてはなりません。

第2は、「三位一体改革」で一般財源化した諸制度を国庫負担に戻すこと、交付税化した定時制通信制の夜食費・教科書補助制度を復活すること、義務教育費国庫負担を二分の一に戻すことなど、自治体の財政力に左右されないことがないよう、国の責任を明確にすることです。

第3は、批准160カ国中、日本とマダガスカル2国だけとなった国際人権A規約第13条(b)(c)の留保を直ちに撤回し、教育費負担軽減に向けての決意を内外に示すことです。

第4は、学校現場をはじめ、国民の幅広い声を聞くことです。文部科学省は、この報告を受けて児童生徒の修学支援に関する検討会議を設置することを明らかにしました。実効ある検討をすすめるためにも、修学支援にとりくんできた人々の声を取り入れることが必要です。

日高教は、全教・全国私教連と共同で、教育費負担軽減をすすめるための「緊急提言」を明らかにし、その実現に向けて努力しています。教育予算を増やし、教育費負担軽減と無償化実現に向けてさらに奮闘していくことを表明します。

以上